

資料 ①

独占禁止法遵守体制 評価基準

評価基準

次の1から4の全てを満たす場合は、20点を加算します。

1. 格付けの基準日(令和8年4月1日)時点において、下記に示す「独占禁止法遵守マニュアル」例に基本的に則した形で作成されている独占禁止法遵守マニュアルを所持していること。
2. 「独占禁止法遵守マニュアル」例の2 社内組織と実施事項 — (4)実施事項—ア継続的な研修の実施について、審査基準日の前日までの2年間に実施したことがあること。
3. 監査体制としての担当部署や担当課等を設置していること。
4. 従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること。

※3と4の内容については、独占禁止法遵守マニュアルの中でうたわれているものとします。

「独占禁止法遵守マニュアル」例

《ポイント》

会社のトップが全社員の先頭に立って取り組む姿勢を示すこと

1 代表者による法遵守の表明

当社は、業務遂行に際し独占禁止法を厳格に遵守することを基本方針としており、当社の全社員(従業員)は、この方針に反し、または反する指示・命令をしてはならない。

この遵守マニュアルは、業務遂行に当たり遵守すべき基本事項を定めたものであり、これに従って業務を遂行していただきたい。

また、遵守マニュアルの解釈・適用等に当たって疑義が生じた場合には、必ず「独占禁止法担当部署」に紹介・相談して、その指示・助言に従わなければならない。

年 月 日

○○○○○(会社名)

△△△△△(代表者氏名)

2 社内組織と実施事項

(1)組織発足の趣旨(目的)

競争環境の厳しい建設業界において、独占禁止法に抵触する入札談合が無知・無秩序な状況下で展開されることのないよう、その予防機能、リスク管理を強化し、当社の事業活動が健全かつ積極的に進められることを目的として、今回、〇〇〇〇委員会(担当部署等)を設定しました。

(2)組織の体制

〇〇部〇〇課が担当します。

その責任者は〇〇部長とします。

(委員会を設置した例)

独占禁止法等違反防止委員会

委員長 〇〇部長

委 員 △△課長

〃 □□課長

〃 ○○課長

事務局 ★★部★★課

《ポイント》

業務を担当する部署を整備する必要があり、情報等を直接会社トップが掌握できるような体制の確立が望ましい。

(3)組織の業務

(例1)

- (1)独占禁止法遵守マニュアルの作成・運営・管理
- (2)遵守マニュアルの関連部門への周知徹底のための教育・指導
- (3)事業活動、販売関連の施策、方針、企画、各種文書、ツール類に関する独占禁止法遵守の観点からの妥協性の事前相談フロー
- (4)事業部門、営業部門、販売拠点に対する監査
- (5)「独占禁止法」関連情報の収集およびその対応
- (6)社内関連部門との協議および連絡会議等の事務局
- (7)関係官庁、関係団体との折衝および情報収集
- (8)事業領域に係るその他違法行為防止のための諸施策の実施

(例2)

- 独占禁止法遵守マニュアルの作成等
- 独占禁止法遵守の教育・指導等

(4) 実施事項

ア 継続的な研修の実施

《ポイント》

継続的、計画的な研修を実施すること。

- 1 独占禁止法の遵守を周知徹底させるため、下記の定例会議において、定例的議題として実施すること。

ア部 課長会議…… ○月、△月

イ 営業責任者会議…… ○月 △月

ウ 営業担当者会議…… ○月 △月

2 外部研修

従来実施してきた業界団体主催の独占禁止法及びこれに関する講習会、研修会等に役員及び管理職・営業社員を積極的に参加させ、独占禁止法の遵守の徹底を図る。

イ 相談等への対応

(例1)

公正取引委員会の独占禁止法の指針及び独占禁止法遵守マニュアルに基づき、独占禁止法の指導・研修及び具体的な諸問題についての社内相談体制を整備する。尚、その任に○○○長があたり、全体的なことに関しては、○○○部長が当たるものとする。

(例2)

独占禁止法遵守のための当社の相談窓口

(※ 急ぐときは口頭で連絡し、後で書面にて報告する。)

相談をする者

↓ ↑

(相談窓口 : 所属長)

《ポイント》

社内における相談制度が確立していること。

↓ ↑

(相談窓口 : 営業部)

↓ ↑

(相談窓口 : 独占禁止法等違反防止委員会)

(事務局) ★★部★★課

電話 0736-00-0000

FAX 0736-00-0000

《ポイント》

違反行為に直接関与した者と、その監督者の責任を明確にすること。

ウ 行動基準

行動指針の内容を実施していくためには、社員一人ひとりが、その担当する職務に関わるか関連法規を十分に理解していることはもちろん、会社の秩序を逸脱しないよう、さらに、倫理に反することのないよう行動する必要があります。

社員は、この行動指針を遵守するにあたって、日常業務遂行の過程で自己の判断に迷いが生じたときは、速やかに直属上司や所管部門に相談するなど、適切に対処してください。

本指針は企業として、また、社員として自覚せねばならない基本的な考え方を具体的に行動の指針として示したものです。

社員は、この指針の精神をよく理解し、これに沿って行動していただくよう切望します。

年 月 日

○○○○○(会社名)

△△△△△(代表者氏名)

- ① 入札参加者間における受注予定者または入札価格に関する話し合いや調整は明白な独占禁止法違反であり、これに加わってはならない。
- ② 入札参加者間における次の事項に関する話し合いや情報交換は入札談合に結びつく恐れがあるため、これを行ってはならない。
 - ア 受注実績
 - イ 指名回数
 - ウ 手持ち受注量
 - エ 受注能力(余力)
 - オ 供給コスト
- ③ 落札者と他の入札参加者間における利益供与は、背後に入札談合の強い疑いを抱かせるものであり、これを行ってはならない。
- ④ 落札者と他の入札参加者間における当該落札物件に係る下請取引は、背後に入札談合の強い疑惑を抱かせるものであり、これを否定する明白な理由がある場合を除きこれを行ってはならない。
- ⑤ 他の事業者の入札参加を妨害・排除する行為または他の事業者に入札辞退を強要する行為を行ってはならない。
- ⑥ 発注官庁による指導または要請に従って行った場合であっても、入札談合は独占禁止法違反となるため、これを行ってはならない。

⑦ わが社の受注活動をめぐって入札談合の存在を疑わせる事実または情報に接した場合は、自ら関与したものであると否とに拘わらず、〇〇部長(担当部長)に報告しなければならない。

エ 遵守状況のフォローアップ
(例1)

- 営業責任者は、営業担当者の行動を管理する。
- 営業関係の者は、全員、〇〇長宛に行動予定表を提出すること。
- 同業者等との会合等に参加する場合は、その会合の目的や参加メンバー等について、事前に〇〇長に報告すること。

《ポイント》

遵守体制等に対して、その遵守状況をフォローアップすることが必要。

(例2)

独占禁止法等違反防止委員会は、必要に応じて各支店長等の巡回指導による管理を行い、独占禁止法のための管理システム(見積りは適切に行われているか、適切に受注活動が行われているか、不適当な団体に加入していないか等)が適切に機能していることの確認を行う。

(5) 違反行為に対する責任の明確化

独占禁止法に違反し、会社に対し経済的、社会的に損失を与え従業員に対しては、賞罰規定により処分等を審査する。尚、監督者としての〇〇の責任についても厳正に処分する

3 独占禁止法の概要

《ポイント》

独占禁止法の概要を記載しておりますので、活用ください。

(1) 独占禁止法の目的と仕組み

(公正で自由な競争の維持・促進)

独占禁止法は、競争を制限したり阻害したりする行為を規制し、競争を回復させること、そして、その競争を促進させて、「一般消費者の利益を確保とともに、国民経済の民主的で健全な発展を促進する」ことを究極の目的とする法律なのです。

建設業は、単品受注型産業であり、企業の多くは中小企業で、競争が激しいなどの厳しい条件の下にあります。

しかし、独占禁止法は、全ての業種に適用される法律であり、建設業だけが

適用を免れることはできません。

自由経済社会の仕組みは、わが国のみならず国際的な共通ルールとなっています。建設業の健全な発展を図るためにも、すべての企業が独占禁止法のルールを守っていくことが必要となっているのです。

(独占禁止法の仕組み)

大きく分けて競争を制限する行為（不当な取引制限、私的独占）と競争を歪める行為（不公正な取引方法）を禁止しております。

(競争を制限する行為)

不当な取引制限は通常、カルテルとか価格協定といわれており、入札談合もこれに該当する行為なのです。

私的独占とは、ある事業者が、他の事業者の活動を排除したり、支配したりして、市場の支配力（市場の価格、数量などをコントロールできる力です。）をつくったり、その力を行使したりすることです。

(競争を歪める行為)

公正で自由な競争のためには、その競争が、商品やサービスの品質、価格といった手段で公正になされなければなりません。競争の手段が不適当であれば、競争が歪められてしまいます。

いわば反則です。自由経済では、競争のルールを守らないと不公正な取引方法として規制されているのです。

(2) 独占禁止法で禁止されている行為

①競争を制限する行為ー事業者による不当な取引制限

(不当な取引制限ー入札談合とは)

不当な取引制限は、通常、カルテルとか価格協定と呼ばれており、独占禁止法第3条で禁止されています。入札談合も不当な取引制限の一つです。

(入札談合は、不当な取引制限の一つ)

建設業とその関連業界との関係で、最もかかわりの多いのが入札談合です。入札談合は、価格カルテルでもあるのです。

(入札談合に該当する行為)

事業者の間で、受注予定者や入札価格について、なんらかの合意や了解が成立し、お互いに相手はこの合意や了解に従うだろうとして入札などを行えば該当することになります。

(受注予定者の決定方法)

様々な方法があり、決まったルールがあるが、なかろうが、なんらかの形で受注予定者を決めるのは、入札談合に該当する行為なのです。

②事業者団体による入札談合

建設業やその関連業界は、それぞれ、業界の共通の利益を図るため、様々な事業者団体を結成しています。

事業者団体が、入札談合に関わり受注予定者や入札価格を決定することなどを行えば、これは、事業者の不当な取引制限と同じように、事業者団体によるカルテルの禁止に該当するのです。

③競争を歪める行為－不公正な取引方法

(独占禁止法に基づく指定（一般指定と特殊指定）)

公正取引委員会が告示で指定するもので、あらゆる業種に適用される「一般指定」と特定の業種に適用される「特殊指定」というものがあります。

建設業とその関連業界には、特殊指定はありませんので、一般指定だけが問題になります。

(一般指定とは)

全部で16項目あります。建設業とその関連業界において関わりのあると思われる事例として不当廉売と優越的地位の濫用についてふれてみましょう。

(不当廉売（ダンピング）)

原価を著しく下回った安い価格で、継続して提供し、競争社会の事業活動を困難にさせる場合には独占禁止法上問題となります。

(優越的地位の濫用)

取引の一方が優位な地位にあるとき、その優越的地位を利用して、相手方に不利な取引をやらせたりしてはいけません。

(優越的地位の濫用－工事下請に係る不公正な取引方法)

建設業における元請と下請との関係は、一方が優越的地位にあるため、独占禁止法上、様々な問題が起こりやすいことから、公正取引委員会は、「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」を定め、独占禁止法上の規制基準としています。

(3) 独占禁止法違反行為に対する罰則

①独占禁止法の行政処分

(排除命令措置（審決）)

公正取引委員会は、入札談合などの独占禁止法違反があったと認めたときは、審査（具体的な事件の調査）を行った上で、一定の手続きに従い、審決によって、違反行為の排除措置を命じます。

(課徴金納付命令)

入札談合のように、対価に係るカルテル等の場合には、公正取引委員会は、入札談合を行った事業者或いは事業者団体の構成事業者に対して課徴金の納付を命じます。

②刑事罰

(公正取引委員会の専属告発)

入札談合などの独占禁止法違反の主要な罪は、公正取引委員会の告発がなければ訴追されないこととなっております。

公正取引委員会は、日米構造問題協議などを踏まえて、刑事告発に積極的な動きを見せております。

(刑法の談合罪)

刑法でも、第96条の3第2項の規定により、「公の入札」について、「公正な価格を害し、又は不正の利益を得る目的で談合した者」は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処すこととしています。

刑法の談合罪は、公正取引委員会の告発とは関係なく、検察独自の判断で訴追できます。

③損害賠償責任の追求

入札談合を行った事業者は、公正取引委員会の確定審決があると、被害者（発注者）に対して無過失損害賠償責任を負うことになります。すなわち、入札談合に参加した事業者は、故意とか過失がなかったということを証明しても、責任を免れることはできないのです。

④建設業法の監督処分

独占禁止法や刑法といった法令に違反して、不適当であると認められたときは、建設業法第28条、第29条の規定に基づき、建設業の許可権者から指示処分、営業停止処分など、監督処分が行われます。

⑤入札参加資格停止と一般競争入札の参加資格停止

独占禁止法違反事件があったとき、あるいは刑法の談合罪で逮捕されたり、起訴されたときは、一定期間指名対象からはずされます。これが、入札参加資格停止です。これを受けると、同時に一般競争入札の参加資格も停止されます。

⑥社会的制裁と栄典

事業者は、マスコミなどを通じて広く世間に報じられ、信用を失うとともに、社会から強い非難を受けます。また、担当者はもちろん、その事業者、事業者団体の役員も、一定期間、勲章、褒賞などの栄典の対象からはずされます。